



原子力発電部会 部会賞表彰細則

2021年5月27日 第8回理事会承認

(目的)

第1条 本細則は「原子力発電部会規約」第1条、第3条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110)第1条に基づき、原子力発電部会部会賞(以下、「部会賞」という)について定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 原子力発電における設計や運転、管理、保守の分野の発展や進歩をうながすことを目的として、この分野において顕著な貢献をした個人またはグループに対し、部会賞業績賞を贈呈する。

(受賞の対象, 数, 要件)

第3条 部会賞業績賞の受賞の対象, 数および要件は以下のとおりとする。

- 2 原子力発電における設計や運転, 管理, 保守の分野において, 顕著な学術, 技術または実務上の業績のあった個人またはグループを対象とし, 毎年2件以内とする。
- 3 部会賞受賞者は原子力発電部会会員とする。また, グループでの部会賞受賞の場合, その代表者は原子力発電部会会員とする。

(選考方法)

第4条 部会賞選考のために, 表彰小委員会を設置する。

- 2 表彰小委員会委員長は, 部会長の指名により, 部会全体会議において承認する。
- 3 表彰小委員会委員は, 表彰小委員会委員長が選任し, 運営小委員会において承認する。ただし, 委員名は公表しない。
- 4 表彰小委員会について必要な事項は, 別に定める。

(表彰時期)

第5条 受賞者の表彰は, 「春の年会」における部会全体会議においておこなう。

(選考結果報告)

第6条 表彰決定後, 選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(改定)

第7条 本細則の改定は, 原子力発電部会運営小委員会が決定し, 原子力発電部会全体会議, 部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

附則

- 1 2021年3月11日 第77回原子力発電部会運営小委員会制定
2021年3月17日 第39回原子力発電部会全体会議報告, 2021年4月23日 部会等運営
委員会メール承認, 2021年5月27日 第8回理事会承認, 同日施行